



2014年5月20日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社
代 表 者 名 社 長 有 岡 雅 行
コ ー ド 番 号 5 2 1 4 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 稲増 耕一
TEL 077 (537) 1700

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2014年6月27日に開催予定の第95期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の目的

当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループの今後のグローバルな事業展開の拡大を見据え、決算期を海外連結子会社と統一することで、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化とより適切な会社情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更いたしたく、現行定款第13条、第15条、第35条及び第37条に所要の変更を行うものです。また、この変更に伴い、第96期事業年度は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。 第14条 (条文省略) (招集) 第15条 定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれ を招集し、臨時株主総会は、必要あ る場合随時これを招集する。	第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。 第14条 (現行どおり) (招集) 第15条 定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれ を招集し、臨時株主総会は、必要あ る場合随時これを招集する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、取締役副会長がこれを招集する。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</p> <p>第 16 条 (条文省略)) 第 34 条 (条文省略) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 36 条 (条文省略) (中間配当) 第 37 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第 38 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)) 第 34 条 (現行どおり) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 36 条 (現行どおり) (中間配当) 第 37 条 当社は、毎年 6 月 30 日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> (第 96 期事業年度の期間) 第 1 条 第 35 条の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日から始まる第 96 期事業年度は同年 12 月 31 日までの 9 ヶ月とする。</p> <p>(第 96 期事業年度の中間配当の基準日) 第 2 条 第 37 条の規定にかかわらず、第 96 期事業年度の中間配当の基準日は平成 26 年 9 月 30 日とする。</p> <p>(附則の有効期限) 第 3 条 前二条及び本条は、第 96 期事業年度終了後これを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2014年6月27日 (予定)
 定款変更の効力発生日 2014年6月27日 (予定)

以 上